

周南市市税条例の一部を改正する条例制定について

周南市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月29日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市税条例の一部を改正する条例

周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第22条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

第22条の3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第3条の規定 平成31年10月1日

（2） 附則第10条の2の改正規定及び附則第22条の3の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の周南市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(周南州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 周南州市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南州市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「周南州市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	周南州市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南州市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ）a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

附則第16条第1項の 表第2号ア（ウ）b の項	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附則第5条 の規定により読み替えて適用 される第82条第2号ア（ウ） b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(参 考)

周南市市税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～13 (略) <u>14</u> (略)	附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～13 (略) <u>14 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>15</u> (略)

現 行	改 正 案
	<u>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</u> <u>第22条の3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>

周南市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3条の改正）

改正前			改正後		
附 則（平成26年周南市条例第15号）			附 則（平成26年周南市条例第15号）		
第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る <u>新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の <u>種別割</u> に係る周南市市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる <u>同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	<u>（イ）</u>		
	10,800円	7,200円	第82条第2号ア	6,900円	5,500円
	3,800円	3,000円	<u>（ウ） a</u>	10,800円	7,200円
	5,000円	4,000円	第82条第2号ア	3,800円	3,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条	<u>（ウ） b</u>	5,000円	4,000円
			附則第16条第1項	第82条	周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	附則第16条第1項の	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用
			表第2号ア（イ）の		
	3,900円	3,100円			

改正前			改正後		
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	項		<u>される第82条第2号ア（イ）</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>		<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	附則第16条第1項の	第2号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第5条
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>	表第2号ア（ウ） a		の規定により読み替えて適用
			の項		<u>される第82条第2号ア（ウ）</u>
					<u>a</u>
				<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
				<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
			附則第16条第1項の	第2号ア（ウ） b	平成26年改正条例附則第5条
			表第2号ア（ウ） b		の規定により読み替えて適用
			の項		<u>される第82条第2号ア（ウ）</u>
					<u>b</u>
				<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
				<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>